

点滅器・接続器類の適合性検査試験料の取扱変更について

2021年12月1日

一般財団法人電気安全環境研究所

弊所の電気用品安全法適合性検査の試験料は、品目別標準試験料と部品試験料から構成されています。部品試験料は、品目別標準試験料で想定している製品にない機能に対する試験（リモートコントロール機能、電線巻取機能など）や部品に対する試験（材料試験、点滅器、接続器など）を実施した際に申し受けるものです。

点滅器・接続器類に分類される電気用品の品目別標準試験料は、点滅器に複数の点滅機構がある場合や、接続器に形状の違う複数の刃受けがある場合等を想定しているものではなく、これらについて部品試験料を申し受けるべきところ、試験料のご負担を低減するために部品手数料を申し受けない運用としておりました。また、接続器類の品目別標準手数料表は、「点滅機構又は引掛け型以外の差込み刃受けを有するもの」と「その他のもの」との構成になっておりましたが、前者について、「点滅機構」と「引掛け型以外の差込み刃受け」を有する場合、部品試験に係る工数に見合わない試験料の設定となっておりました。

近年、スマートコンセントなど内蔵リレーによる複雑な制御を有するものや、複数の刃に対応する刃受けをもった海外旅行者用アダプタ等、部品試験工数の大きい試験品が増えています。弊所といたしましては、お客様に対するご負担が増えることがないように、業務の効率化、経費の削減等に厳しく努めてまいりましたが、点滅器・接続器類の部品試験料の取扱いを変更し、2022年4月1日受付分より工数に見合ったご負担をいただくこととさせていただきます。

新たなご負担をいただくことは、弊所としても誠に心苦しいところではございますが、事情ご賢察の上ご了承くださいませようよろしくお願い致します。

記

1. 取扱変更日と適用される範囲

2022年4月1日以降に受付した、点滅器・接続器類の適合性検査

2. 取扱いの変更内容

(1) 品目別標準試験料

- ①点滅器に付帯する2以上の「点滅機構」、接続器に付帯する「点滅機構」及び2以上の「刃受け」（極配置が同一のものを除く）は部品試験料を申し受ける旨、注に記載した。
- ②部品手数料の明確化により、接続器及びその附属品については、品目別標準試験料の分類から「点滅機構」の有無にかかわる記述を削除した。
- ③延長コードセットの試験料は、栓刃可動形プラグの有無を括りとして並び順を整理した。

(2) 部品試験料

品目別標準試験料にあわせ、「接続器に付帯する点滅器」という項目を廃止した。

3. 適合性検査試験料の見積について

試験品の構造等により部品試験の必要性は異なりますので、お申し込み予定の事業所のカスタマーサービス G に、回路図等を添えてお気軽にご依頼ください。

東京事業所 カスタマーサービス G 03-3466-5234 tokyo@jet.or.jp

関西事業所 カスタマーサービス G 078-771-5135 kansai@jet.or.jp

以上

別表第一品目別標準手数料

| 現行 | | 改定 | |
|---|---------|------------------------------|---------|
| 接続器及びその附属品 | | 接続器及びその附属品 | |
| 差込み接続器 | | 差込み接続器 | |
| 延長コードセット | | 延長コードセット <u>(栓刃可動形プラグ付)</u> | |
| 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 293,000 | 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 333,000 |
| 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの (栓刃可動形プラグ付) | 333,000 | その他のもの | 284,000 |
| その他のもの | 245,000 | 延長コードセット <u>(栓刃可動形プラグなし)</u> | |
| その他のもの (栓刃可動形プラグ付) | 284,000 | 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 293,000 |
| 電線と一体となつて成型されたもの | | その他のもの | 245,000 |
| 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 142,000 | 電線と一体となつて成型されたもの | |
| その他のもの | 94,000 | 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 142,000 |
| その他のもの | | その他のもの | 94,000 |
| 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 128,000 | その他のもの | |
| その他のもの | 83,000 | 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 128,000 |
| ねじ込み接続器 | | その他のもの | 83,000 |
| 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 127,000 | ねじ込み接続器 | |
| その他のもの | 88,000 | 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの | 127,000 |
| | | その他のもの | 88,000 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>ソケット 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの 128,000 その他のもの 88,000</p> <p>ローゼット 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの 127,000 その他のもの 88,000</p> <p>ジョイントボックス 81,000</p> | | <p>ソケット 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの 128,000 その他のもの 88,000</p> <p>ローゼット 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの 127,000 その他のもの 88,000</p> <p>ジョイントボックス 81,000</p> | |
| <p>【追加料金】 該当する場合、次の料金を追加する。 * 定格が2以上のものにあつては、上記の金額の3割の額を加える。 * コンセントで横方向荷重試験を適用するものにあつては、7,000円を加える。 * 電子回路を内蔵するものにあつては、21,000円を加える。(マシン用コントローラー及び漏電しや断器を除く)</p> | | <p>【追加料金】 該当する場合、次の料金を追加する。 * 定格が2以上のものにあつては、上記の金額の3割の額を加える。 * コンセントで横方向荷重試験を適用するものにあつては、7,000円を加える。 * 電子回路を内蔵するものにあつては、21,000円を加える。 (マシン用コントローラー及び漏電しや断器を除く)</p> <p><u>【部品試験料の取扱い】</u> <u>* 点滅器類に点滅器機構が複数付帯するとき</u> <u>は、1つは品目別標準試験料に含まれるものとして取扱い、2つ目以降の点滅機構について</u></p> | |

は、別表第二の部品試験料の「点滅器」の試験料を加算する。

* 接続器類に点滅機構が付帯するときは、別表第二の部品試験料の「点滅器」の料金を加算する。

* 接続器類に極配置の異なる刃受けが複数付帯するときは、1つは品目別標準試験料に含まれるものとして取扱い、2つ目以降の極配置の異なる刃受けについては、別表第二の部品試験料の「その他の接続器」の料金を加算する。

別表第二部品試験料

| 現行 | | 改定 | |
|---|------------------|---|------------------|
| 点滅器 | 48,000 | 点滅器 | 48,000 |
| 開閉器 | 50,000 | 開閉器 | 50,000 |
| (略) | | | |
| 電線と一体となつて成型された接続器 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの その他のもの | 71,000 61,000 | 電線と一体となつて成型された接続器 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの その他のもの | 71,000 61,000 |
| その他の接続器 点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの その他のもの *コンセントで横方向荷重試験を適用するものにあつては、この表の金額に 7,000 円を加える。 | 57,000 49,000 | その他の接続器 引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの その他のもの *コンセントで横方向荷重試験を適用するものにあつては、この表の金額に 7,000 円を加える。 | 57,000 49,000 |